

令和6年度

# 特別区民税・都民税（住民税）申告の手引き

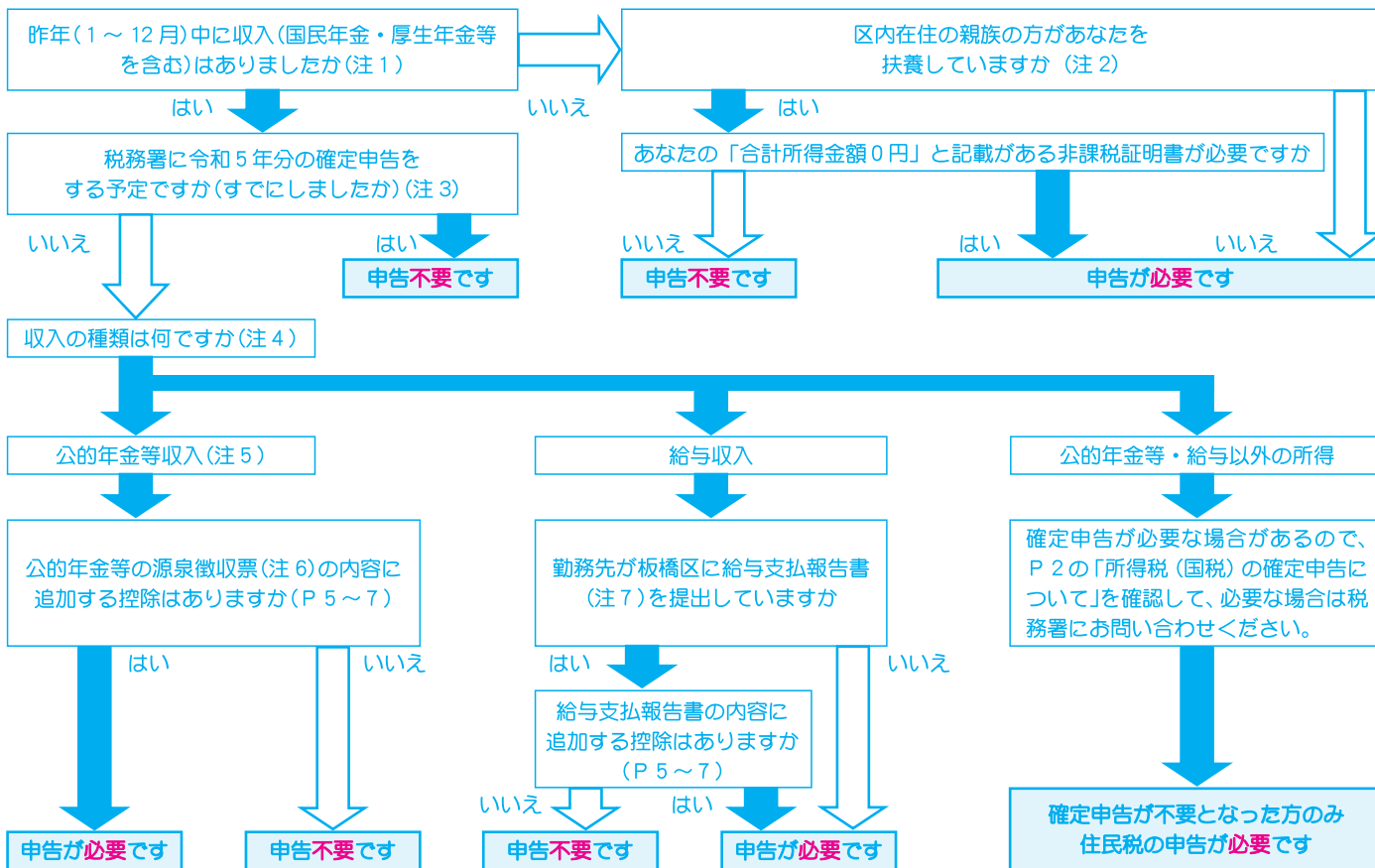
ご申告は郵送をご利用ください。 申告期限は3月15日（金）です。

令和6年度の住民税申告書は、住民税の申告が必要な可能性のある方にお送りしています。

住民税は、毎年1月1日に住民票のある自治体で、昨年中（1～12月）の所得等に基づき計算されます。また、住民税の情報は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の保険料や、都営住宅の入居・就学援助・各種手当等の算定にも利用されます。そのため所得がなかった場合でも申告が必要な方がいますので、下記のフローチャートを確認してください。

## 住民税の申告が必要か判断用フローチャート（下記のフローチャートに該当しない方はお問い合わせください。）

【スタート】



注1…ここでの「収入」は、遺族年金・障害年金・育児休業給付金・傷病手当金等の非課税所得は含みません。

注2…ここでの「扶養」は、社会保険（健康保険）の扶養ではありません。区内在住の親族の方が、公的年金等の源泉徴収票（注6）・給与所得の源泉徴収票（注7）・確定申告書・住民税の申告書で扶養をしているかで判断します。

注3…確定申告をした場合、税務署がその情報を板橋区に伝えるので、住民税の申告をする必要はありません。

注4…複数の所得がある方は、それぞれの所得の種類ごとのフローチャートをたどり、一つでも「申告が必要です」に当てはまる場合、それぞれの所得についてまとめて申告をしてください。ただし、確定申告をする場合は、住民税の申告は不要です。

注5…ここでの「公的年金等収入」は、国民年金・厚生年金等のことです。遺族年金・障害年金は非課税所得なので含みません（注1）。

注6…日本年金機構等の年金支払者（保険者）が例年1月下旬ごろに公的年金等の受給者の方に送る、昨年中の年金支払額等が載っているものです。年金支払者（保険者）が、板橋区に同じ内容のものを送ります。

注7…勤務先が板橋区に送る、昨年中の給与支払額等が載っているものです。勤務先が区民の方に渡す「給与所得の源泉徴収票」と同じ内容です。給与支払報告書が板橋区に送られているかは、勤務先にご確認ください。

## 申告に必要なもの

- 1 申告書・・・住所、氏名、フリガナ、個人番号、生年月日、電話番号等を記入してください。
- 2 収入および経費のわかるもの・・・源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書等
- 3 所得控除の必要書類・・・医療費控除等の明細書、国民年金保険料・生命保険料等の証明書、障がい者控除対象者認定書等（ただし、源泉徴収票に控除額が記入されている場合や所得のない方は不要です。）

※上記の2・3の書類は、令和5年1月～12月までに支払いを受けたもの・支払ったものが対象です。

※国外居住親族の扶養控除の適用を受ける方は上記以外にも必要書類があります。

（詳しくはP7「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご確認ください。）

- 4 本人確認書類（詳しくはP2「個人番号（マイナンバー）を記載した申告書の提出時の本人確認について」をご確認ください）